

平成28年度 第1回倉吉市学校教育審議会

日 時 平成28年6月7日(火) 午後3時～5時
場 所 倉吉市役所第3会議室(東庁舎3階)

日 程

※委嘱状交付

1 開 会

- (1) 開会あいさつ
- (2) 自己紹介
- (3) 会長、副会長選出

2 報 告

事務局より

3 協 議

- (1) 平成28年度学校教育基本方針と重点施策
- (2) 平成28年度倉吉市教育委員会の重点施策に基づく実施計画について
- (3) 倉吉市立小・中学校の適正配置について
- (4) その他

4 その他

5 閉 会

目 次

- ・倉吉市学校教育審議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ・倉吉市学校教育審議会条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ・倉吉市学校教育審議会運営規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ・平成28年度学校教育基本方針と重点施策・・・・・・・・・・・・ 4

別添資料

- ・平成28年度倉吉市教育委員会の重点施策に基づく実施計画
- ・倉吉市教育振興基本計画（第二期）
- ・倉吉市教育振興基本計画パンフレット
- ・倉吉市立小学校適正配置推進計画

平成28年度 倉吉市学校教育審議会委員名簿

氏 名	所 属 等
河村 壮一郎	学識経験者 (鳥取短期大学生活学科教授)
西坂 千代子	学識経験者 (元教育委員)
吉田 知子	学識経験者 (文化芸術団体)
小林 隆成	保・幼保護者代表 (聖テレジアこども園保護者会長)
桑垣 智志	小学校保護者代表 (小学校PTA連合会長)
荒瀧 美由紀	中学校保護者代表 (河北中学校PTA会長)
米田 美奈子	園長会代表 (灘手保育園長)
明德 一志	小学校長会代表 (倉吉市立西郷小学校長)
加藤 晋彦	中学校長会代表 (倉吉市立西中学校長)
名越 和範	教職経験者 (元県立倉吉東高等学校長)
笠見 猛	自治公民館代表 (自治公民館連合会長：北谷地区自治公民館協議会長)
小谷 次雄	地区公民館代表 (成徳公民館長)
山下 千之	児童福祉関係者 (はばたき人権文化センター所長兼福吉児童センター館長)
笠田 直樹	産業界代表 (打吹商事社長)
牧 田 悟	中部教育局 (学校教育担当係長)

任期：平成28年6月20日～平成30年6月19日

倉吉市学校教育審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、倉吉市学校教育審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 市立小学校及び市立中学校(以下「市立学校」という。)の教育の振興に関する重要事項
- (2) 市立学校の運営に関する重要事項
- (3) 市立学校の校区に関する重要事項
- (4) 市の教育評価に関する重要事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか学校教育に関する重要事項
- (6) 社会教育並びにスポーツ及び文化芸術の振興のうち学校教育に関連する重要事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(倉吉市校区審議会条例の廃止)

- 2 倉吉市校区審議会条例(昭和44年倉吉市条例第34号)は、廃止する。

(準備行為)

- 3 第3条第2項の規定による委嘱及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

倉吉市学校教育審議会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、倉吉市学校教育審議会条例（平成22年倉吉市条例第 号。以下「条例」という。）

第8条の規定に基づき、倉吉市学校教育審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ、会議の日時、場所、議案その他必要な事項を書面により委員に通知しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第3条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者に意見を述べさせ、又は説明させるため、当該委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(会議の公開)

第4条 審議会の会議は、公開とする。ただし、特別の事情により審議会が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(会議録)

第5条 会長は、審議会を行ったときは、会議録を作成しておかなければならない。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 倉吉市の教育方針と重点施策

～行きたい学校・
帰りたい家庭・
住みたい地域～

教育基本法

・人格の完成と、社会の形成者としての国民の育成
学校教育法
社会教育法
図書館法
文化財保護法
博物館法

【教育理念】

豊かな心を持ち、個性を発揮する人づくり

【教育目標】

- ・幅広い知識を身に付け、豊かな心を培い、健やかな体を養う。
- ・個性を尊重し、創造性を培い、自律性・自主性を養う。
- ・社会の一員として、参画し寄与する態度を養う。
- ・自然を大切にし、伝統と文化を尊重する態度を養う。
- ・郷土を愛し、他人や他の地域を尊重する態度を養う。

“くらしよし”ふるさとビジョン

【将来都市像】

愛着と誇り 未来いきいき
みんなでつくる倉吉
【教育・文化・コミュニティ】
活かに満ち、豊かな心と文化が息づくまち
倉吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略

倉吉市教育の創造

- ・第2期倉吉市教育振興基本計画の進捗よく管理（5年計画の1年目）
- ・倉吉市教育委員会の活性化（教育に関する事務の点検・評価の推進、総合教育会議、学校・公民館訪問）
- ・「倉吉市立小学校適正配置推進計画」に基づく学校再編の推進（各校区説明会、各地区協議会の立ち上げ）
- ・学校教育施設・教育施設等の整備運営（ICT機器の整備、タブレット端末、教育用LANシステム）
（学校施設耐震化促進 成徳小・明倫小校舎、小鴨小教室棟増築、上灘小体育館跡地整備、西中体育館横トイレ）

学校教育基本方針

豊かな心とたくましく生きる力をもつ子どもの育成
～自ら学び、たくましく生きる～

社会教育基本方針

倉吉を担う人づくり・まちづくりの推進
～いつでもどこでもだれでもともに学び 地域力を育む～

学力向上の推進

- ・学力向上推進支援（小・中連携教育の推進、合同研修会）
- ・わかる授業のための授業改善（教職員の指導力向上）
- ・細やかな指導を行う体制づくり（少人数学級・教員加配）
- ・外国語教科化の対応 ALT配置の増員 ICT活用

地域力を育む社会教育の推進

- ・現代的課題やライフステージに応じた学習内容・機会の充実
- ・鳥取大学・鳥取看護大学・鳥取短期大学との連携
- ・子育て十ヶ条の普及・啓発

豊かな心とたくましい体の育成

- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・体験活動の充実（赤ちゃんふれあい事業）
- ・キャリア教育の充実（職場体験）
- ・いじめを許さない学校体制づくり
- ・問題行動、不登校の未然防止・早期対応
- ・相談体制の充実（スクールソーシャルワーカー増員）
- ・読書活動・情報教育の推進
- ・学校体育、健康教育及び学校保健、安全教育の充実

支えあう人づくり・輝くまちづくり

- ・地域を支える人づくりの推進（若者の集いの場）
- 街全体をキャンパスとした若者によるくらしよしの構築
- ・青少年の健全育成と団体支援（地域・体験活動の推進）

倉吉に誇りと愛着を持つ子どもの育成

- ・倉吉独自の教材の活用（くらしよし風土記の活用・倉吉検定）
- ・地域の人・もの・ことがらに触れる教育活動の推進
- ・倉吉らしさを取り入れた教育活動の実施（土曜授業）

公民館活動の推進

- ・学習の質向上と学習成果の活用（地域団体との連携）
- ・人づくり・地域づくりの推進（公民館研究指定事業）
- ・安全安心な施設整備（トイレ洋式化、屋根・手すり等改修）

家庭・地域と連携した開かれた学校づくり

- ・地域学校委員会の充実並びにスクールコミュニティへの移行
- ・学校支援ボランティアの拡充

体育・スポーツの振興

- ・市民のスポーツ活動機会の充実（スポーツ交流の推進）
- ・スポーツ大会の開催
（全国高校総体自転車競技・駅伝大会）
- ・体育施設の整備充実（野球場・陸上競技場・武道館・B&G）

よりよい倉吉教育をめざして

- ・幼児教育の充実（接続期のカリキュラム作成）
- ・家庭教育の充実（研修機会の拡大）
- ・特別支援教育の充実（早期支援研究・元気はつらつプラン）
- ・給食の充実、食育の推進（栄養教諭等による食に関する指導）
- ・教育助成の充実（就学援助事業の周知と適切な執行）

文化財の保存、活用、伝承

- ・伝建地区の保存（修理・修景事業、保存対策調査）
- ・指定文化財の整備と発信（小川家・庭園、倉吉淀屋）
- ・埋蔵文化財の調査（中尾遺跡、天神野・津原遺跡群）

親しみ学ぶ機会の提供できる博物館

- ・郷土の文化芸術、伝統文化を学べる場の提供
- ・美術展の開催（菅橋彦大賞展、特別展「北斎展」）
- ・安全安心な施設整備（民俗資料館の外壁等改修）

豊かな心を育む図書館づくりの推進

- ・図書館資料の収集・提供、レファレンスサービスの充実
- ・読書活動の推進（講演会等）
- ・山上憶良短歌募集（1300年記念祭、全国からの募集）

4 平成28年度 学校教育基本方針と重点施策

基本方針

豊かな心とたくましく生きる力をもつ子どもの育成 ～自ら学び、たくましく生きる～

学校教育は、児童生徒が共に学び楽しく学校生活を送ることをとおして夢や希望を持ち、生涯にわたりその実現に向けて努力する態度や能力の基礎を育むことをねらいとしています。

近年、子どもを取り巻く社会情勢の変化につれ、価値観やライフスタイルも変化し、地域の人と人とのつながりも希薄化しています。そして子どもたちの学力や生活習慣等にさまざまな課題が生まれています。

そうした背景にあつて、現行学習指導要領のもとで、子どもたちが自ら学び、自ら考える力を育むことを基本として、知・徳・体（確かな学力、豊かな人間性、健康・体力）のバランスのとれた力＝生きる力を育むことをめざして取り組んできました。今後はさらに、学ぶことと社会とのつながりを意識し、知識の質・量の改善に加え、学びの質や深まりを重視することが必要であり、学びの成果として「どのような力が身に付いたか」という視点が重要になってきます。

本市においては、自然・歴史・文化等の地域の特性を生かしながら、各校が特色ある充実した教育活動を展開し、学力の向上や豊かな心とたくましい体づくりをめざすとともに、故郷に誇りと愛着をもつことのできる子どもの育成に努めてきました。平成23年度からは地域学校委員会を開催し、地域住民、保護者等の学校運営への参画を進めるとともに、平成26年度からは、ふるさと学習を中心とした土曜授業を実施してきました。

今後も、平成28年度から5年間の方向を示した“くらしよし”ふるさとビジョン（第11次倉吉市総合計画〈後期計画〉）、倉吉市教育振興基本計画をもとにして、基礎的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスの重視、言語活動、道徳教育、体験活動の充実等、学習指導要領の趣旨を生かし、様々な教育活動をおして本市の子どもたちの「生きる力」を育むことに努めます。また、今後の学習指導要領の改訂に伴い、アクティブ・ラーニング（課題の発見・解決に向けて主体的・協同的に学ぶ学習等）を、さらに充実させていくことに努めていきます。そして、優しさや思いやり、人とのつながりの中に豊かさを感じる心を持ち、前向きに努力していくとともに困難なことでも耐える力と、新たなことにチャレンジする力をもつ子どもを育成していきます。

そのために家庭と連携した取組を推進するとともに、地域学校委員会の役割を明確にし、その機能をさらに高め、地域の人が学校運営に参画する体制づくりを充実させていくとともに、地域の次世代育成にも協力（横の連携）していきます。また小・中連携教育を推進していくとともに、保育所・認定こども園との連携（縦の連携）を深め、幼児期から一貫した支援の充実努めます。

また、よりよい教育環境をめざして、倉吉市立小学校の適正配置を推進していきます。

重点施策

- I 学力向上の推進
- II 豊かな心とたくましい体の育成
- III 倉吉に誇りと愛着を持つ子どもの育成
- IV 家庭・地域と連携した開かれた学校づくりの推進

I 学力向上の推進

特色ある中学校区教育の推進を図る中で、基礎的な知識及び技能を習得させ、それらを活用して課題解決するために必要な思考力、判断力、表現力を育むとともに主体的に学習に取り組む態度を養います。

さらに、今後は他者と共に学び続ける人間の育成が求められることから、「多様な集団における人間関係育成能力」と「自律的に行動する能力」が必要となります。そうした力をつけていくための学びの在り方を小中連携推進のキーワードとして考えています。

また、教職員の資質、指導力の向上をめざして、授業研究会や関係機関と連携した研修を推進し、わかる授業を実践するとともに、細やかな指導を行う体制づくりに努めます。一人一人の特性を理解し、興味・関心や習熟の程度等に応じた多様な学習形態の工夫改善に努め、学ぶ意欲を高め確かな学力の定着をめざします。

〈主要施策〉

1 学力向上推進支援

- ① 特色ある中学校区教育（小・中連携）の推進による学力向上、合同研修会
- ② 技能の習得と活用をめざした授業改善推進事業の実施
- ③ 各校の学力実態や生活実態の把握と分析、課題解決に向けた取組に対する支援
（全国標準学力検査、全国学力・学習状況調査、診断テスト、学習・生活アンケート等の実施）
- ④ 市初等教育研究会、中学校教育振興会等における学力向上対策の推進
- ⑤ ICTの活用推進（タブレットPCの持つ教育的効果についての検討）
- ⑥ 授業評価（教職員・児童生徒）の導入・活用
- ⑦ 研究主任者会、教科担当者会等の開催による情報の共有化
- ⑧ 倉吉市イングリッシュチャワールーム実施（児童生徒・教職員交流会）
- ⑨ 小学校理科教育パワーアップ事業（社小）
- ⑩ 教科でつながる小・中・高等学校の連携教育
（英語：東中・河北中・東高、数学：上小鴨小・西中・久米中・西高）
- ⑪ ステップ9（市作成プリント）の活用
- ⑫ 情報センターとしての図書館の機能の充実

2 わかる授業のための授業改善

- ① 教職員の指導力向上（県教育センターの研修・市独自の研修）
- ② 校内授業研究会における指導助言
- ③ 管理職研修会、中堅教員研修会、初任者研修会、講師研修会、主任主事研修会、司書・司書教諭研修会等の実施
- ④ 中部教育局との連携による教職員の指導力の向上対策の推進（中部版スクラム教育）
- ⑤ 年間指導計画の見直しと改善に関する指導助言

3 細やかな指導を行う体制づくり

- ① 小学校1・2年生の30人以下学級
- ② 中学校1年生の33人以下学級
- ③ 小学校3～6年生、中学校2・3年生の35人以下学級 教員加配
小学校4名（小鴨小3年生、河北小4年生、西郷小6年生、上灘小4年生）
中学校9名（東中3年生、西中2年生、久米中2年生・3年生（2名）、河北中2年生・3年生（2名）、鴨川中3年生）
- ④ 複式学級解消教員加配 小学校3名（北谷小4-5年、灘手小2-3・4-5年）
- ⑤ 指導方法の工夫改善による学習指導の充実
（指導方法の工夫改善を目的とした教員加配：小学校8名、中学校3名）
- ⑥ 地域人材の活用（ゲストティーチャー、学習・生活支援ボランティア等）
- ⑦ 多人数による学習の長所を活かした集合学習の推進

4 家庭と連携した学習習慣づくり

- ① 「学習のてびき」の作成・活用

II 豊かな心とたくましい体の育成

読書活動や体験活動を積極的に推進するとともに、児童生徒が明るく楽しく安心して学校生活をおくることができるように、人権教育や道徳教育の充実を図り豊かな心を育成し、いじめや不登校・問題行動の未然防止と早期対応に努めます。

運動や健康・安全についての理解を深め、健康の保持増進のために実践力や体力の向上を図ります。また、児童生徒が安全に学校生活をおくることができる環境整備や、児童生徒自らの自己を守る能力や態度の育成に努めます。

〈主要施策〉

1 道徳教育、人権教育の充実

- ① 「道徳」の指導計画（別様も含む）及び指導の充実
 - ・「特別の教科道徳」についての指導法に関する研究
 - ・私たちの道徳の活用充実
- ② 学校一斉公開時における「道徳」の時間、または学級活動の公開
- ③ 年間指導計画に基づく育てたい資質・能力を明確にしたPDCAサイクルによる取組
- ④ 人権教育（同和問題・障がいのある人の人権保障等）の題材・教材、学習過程に関する研究
- ⑤ 人権教育を推進する学校体制づくり
- ⑥ 中学校区同和教育研究会の推進（研究指定：東中学校区）
- ⑦ 家庭、地域、学校の共同運営による地区学習会の推進
- ⑧ 「人権尊重社会づくりの担い手」としての社会的立場の自覚を深める学習の実施
- ⑨ 人権教育主任者会による研修と情報交換・共通理解
- ⑩ 地域と共に創るとっとり人権教育事業（上灘小）の実施

2 特別活動、キャリア教育の充実

- ① 学級づくり・人間関係づくりの推進
- ② hyper-QUの実践と活用及び活用のための教員研修
- ③ 赤ちゃんと小中学生のふれあい事業の実施
- ④ 福祉教育の推進
- ⑤ キャリア教育の推進（職業体験、職場体験学習、ゲストティーチャー）
- ⑥ 志を立てる活動の推進
（2分の1成人式、職場体験活動、成人式へとつなげていく活動）
- ⑦ 進路指導の充実

3 読書活動の推進

- ① 朝の一斉読書の実施
- ② 学校図書館経営の充実（図書館経営と図書活用に関する計画訪問の実施）
- ③ 学校図書館司書の全校配置及び司書教諭と学校図書館司書の連携推進
- ④ 学校図書館相互、学校図書館と市立図書館との連携（学校間の相互貸借、市立図書館の団体貸し出し等）
- ⑤ 「心の栄養 倉吉200選」（推薦書）の活用
- ⑥ 学校図書館司書による研究収録の発行

4 情報モラル教育の推進

- ① 多様な情報から正しい情報を選択活用する基礎的能力の育成
- ② パソコンや携帯電話・スマートフォン等の正しい活用の理解促進
- ③ 情報モラル教育の推進（小中学校のモデルカリキュラムの作成・活用）

5 体験活動・文化芸術活動の充実

- ① 地域の素材や環境を活用した体験的な学習の推進、教育課程の編成
- ② 土曜授業の有効活用
- ③ 福祉施設等での交流・体験学習の実施
- ④ 宿泊体験、職場体験活動の推進
- ⑤ 起業家教育推進事業への協力
- ⑥ 文化・芸術に触れる機会の確保
- ⑦ 博物館、歴史民俗資料館、図書館の活用
- ⑧ 芸術鑑賞事業への参加（本物の舞台芸術体験事業等）

6 問題行動・不登校についての未然防止と早期対応

- ① 未然防止と早期対応、個に応じた対応のできる学校体制づくり
（登校サポートシート、個別の指導計画の作成及び活用、支援会議の実施）
- ② 生徒指導に係る計画訪問の実施（年2回）
- ③ 生徒指導対策推進会議の開催（小中連携による不登校対策の推進）
- ④ スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーとの連携推進
- ⑤ 鳥取県中部子ども支援センターの充実（学び直しの場）
- ⑥ 不登校対応教員加配の活用（小学校1名、中学校1名）

7 いじめを許さない学校体制づくり

- ① 倉吉市いじめ対策基本方針・各学校いじめ対策基本方針を基本とした対応支援とPDC Aサイクルによる機能向上
- ② いじめ問題に対する学校の取組についてのアンケート調査の実施
- ③ 倉吉市青少年問題対策協議会の実施（年2回）と関係機関との連携
- ④ いじめ防止対策に関する教職員研修の実施
- ⑤ いじめに関する相談・救済制度についての広報や啓発活動の推進
（少年サポートネットワーク等の活用）

8 相談体制の充実

- ① スクールカウンセラーの配置の継続（全中学校区）
- ② スクールソーシャルワーカーの配置の継続（各関係機関・各団体との連携推進）
- ③ 心の教室相談員の配置（全中学校）、学校生活適応支援員の配置（小学校2校）の継続
- ④ 思春期保健対策の推進（養護教諭の研修、保護者等の研修）

9 学校体育、健康教育及び学校保健の充実

- ① 体育及び体育的行事等の充実
- ② 学校内外での外遊び、業間体育等の推進
- ③ 体育専科教員の効果的な活用
- ④ 鳥取県中学校総合体育大会結果報告及び中国大会・全国大会出場激励会の開催
- ⑤ 生徒の実態に応じた部活動のあり方、外部指導者活用の検討・活動の充実
- ⑥ 中部学校保健会の活動の推進
- ⑦ 性教育及び喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の充実
- ⑧ 体力テスト、学校訪問等における運動能力の実態把握
- ⑨ 就学時健康診断の実施と就学支援
- ⑩ 学校環境衛生検査とその改善
- ⑪ 日本スポーツ振興センターへの加入・災害報告・給付等
- ⑫ 全国市長会学校管理者賠償責任保険への加入（全児童生徒）
- ⑬ 学校医（内科、歯科、耳鼻科）の検診による児童生徒の健康管理とその指導
- ⑭ 児童生徒の健康管理のための諸検査の実施

10 安全教育の充実

- ① 学校安全危機管理マニュアル及び安全マップ等による安全教育の推進
- ② 不審者侵入、火災、自然災害を想定した避難訓練の実施

- ③ 不審者対応及び登下校時の児童生徒の安全確保の推進（関係者と連携した通学路の安全点検、倉吉市通学路の安全確保にかかわる連絡協議会の開催）
- ④ 地域ぐるみの学校安全組織の活動推進
- ⑤ スクールガード等学校支援ボランティアの協力による安全確保
- ⑥ 児童生徒の危機管理能力の育成
- ⑦ 交通安全教育の推進
- ⑧ 通学路の安全確保に係る連絡協議会の開催
- ⑨ 通学路危険箇所合同点検の実施の継続

Ⅲ 倉吉に誇りと愛着を持つ子どもの育成

子どもたちが倉吉の自然や歴史、文化などに誇りと愛着が持てるよう、倉吉のよさを子どもたちに伝えるため、地域の特色を生かし、人材や自然・歴史・文化などの財産を使い、子どもたちが倉吉を「知る・楽しむ・育む」ことのできるふるさと学習の取組を推進します。

〈主要施策〉

1 倉吉独自の教材づくりの推進

倉吉の自然・歴史・文化・産業・人物等を学習のできる倉吉独自の教材を作成します。

- ① 郷土読本「わたしたちの倉吉」（小学生向け）の活用
- ② 中学校郷土読本「くらよし風土記」～倉吉学入門～の活用
- ③ 倉吉検定の実施

2 地域の人・もの・ことがらに触れる教育活動の推進

- ① 各教科、総合的な学習の時間等の年間指導計画などへの位置づけ、地域の素材や環境を活用した体験的な学習の推進、教育課程の編成
- ② 地域コーディネーターを核とした学校応援団組織づくりと活用
- ③ 博物館・歴史民俗資料館等市の社会教育施設等の積極的活用、出前授業の実施
- ④ 史跡伯耆国府跡、伝統的建造物群等の地域の文化財を活用した体験活動の推進

3 倉吉らしさを取り入れた教育活動の実施

- ① 倉吉市小中学生リーダー会議（淀屋サミット等）の開催
- ② 学校支援ボランティア等地域人材の積極的活用
- ③ 土曜授業の実施
- ④ 「菜の花プロジェクト」等学校と地域が連携した取組の推進
- ⑤ 山上憶良短歌賞への作品応募
- ⑥ 公民館等関係機関との連携推進

Ⅳ 家庭・地域と連携した開かれた学校づくりの推進

地域に対して積極的に情報を公開するとともに、創意工夫のもと地域の実態に応じた特色ある教育活動を展開し、活力ある学校づくりができるよう地域の人々が学校運営に参画する体制づくりを推進します。

〈主要施策〉

1 開かれた学校づくりの推進

- ① 学校評価の効果的な活用（教職員評価育成制度との連動）
- ② 学校一斉公開の実施
- ③ 学校ウェブページの効果的活用

2 学校地域連携の取組の推進

- ① 「倉吉の子育て十か条」の啓発、推進
- ② 不審者対応及び登下校時の児童生徒の安全確保の推進
- ③ 地域ぐるみの学校安全組織の活動推進

- ④ スクールガード等学校支援ボランティアの協力による安全確保
- ⑤ 家庭教育協力推進企業制度の活用
- ⑥ 地域行事等での子どもの出番づくり（地域の次世代育成）

3 地域の人が学校運営に参画する体制づくりの推進

- ① 「地域学校委員会」の役割の明確化及び機能の充実
- ② 各地区での「教育を考える会」を核にした地域づくりの取組
- ③ 地域コーディネーターを核とした学校応援団組織づくりと活用
- ④ 地域で育む学校支援ボランティア等地域人材の積極的活用

よりよい倉吉教育をめざして

- I 幼児教育の充実
- II 家庭教育の充実
- III 特別支援教育の充実
- IV 給食の充実、食育の推進
- V 機能的な学校運営体制と特色ある学校づくりの推進
- VI 教育助成の充実

I 幼児教育の充実

保育所・認定こども園と小学校の連携を充実させ、基本的な生活習慣の定着や規範意識の育成及び他者との関わり等について、福祉部局と共に幼児期の教育の充実を図ります。また、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、教職員や子ども同士の交流により、保育・教育内容の相互理解及び指導の在り方についての研究を行います。

〈主要施策〉

1 保育所・認定こども園、小学校の連携推進

- ① 「倉吉市幼児教育研究会」を中心とした連携強化
- ② 子ども同士・教職員同士の交流を推進
- ③ 幼保小連携カリキュラムの作成・活用
- ④ 幼保小連携推進モデル事業

2 幼児の子育て支援体制の継続・充実

- ① 就学に向けての保護者支援（研修会の開催・すこやか相談・就学時健診等）
- ② 系統的な子育て相談体制の確立（乳幼児・5歳児検診、就学時健診等）
- ③ 総合的な教育相談機関の設置・活用
- ④ 「くらよし子育て応援ぶっく」の活用

II 家庭教育の充実

家庭教育の重要性を保護者が自覚し、家庭での基本的な生活習慣や学習習慣の確立などについて取り組めるようにしていくとともに、相談体制の整備等保護者が子育てをしやすい体制づくりを推進していきます。

〈主要施策〉

1 子育て支援体制づくりの充実

- ① 「くらよし子育て応援ぶっく」の活用
- ② 「倉吉の子育て十か条」の啓発、推進
- ③ 放課後児童クラブ等の充実
- ④ 生活困窮者家庭への支援について福祉部局との連携

2 保護者の子育て相談体制の整備・充実

- ① 子どものライフステージに応じた相談体制の充実
- ② 鳥取県中部子ども支援センターの機能の充実（学び直しの場）
- ③ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置
- ④ 心の教室相談員、学校生活適応支援員の配置

3 子育て支援に向けた企業との連携

- ① 家庭教育協力推進企業制度の活用

4 家庭と連携した学習習慣づくり

- ① 「学習のてびき」の作成・活用

5 PTA活動への協力、支援

- ① PTA研修会への支援
- ② 市PTA連合会教育懇談会への協力
- ③ 市PTA連合会との共催による講演会の開催
- ④ メディア教育研修会（保護者・教職員）への支援
- ⑤ 市PTA連合会との連携による、小中学生の携帯電話・スマートフォンの使い方のルールづくりの検討
- ⑥ 親育ちのためのプログラム作成

Ⅲ 特別支援教育の充実

児童生徒一人一人の教育的ニーズや障がいの種類や状況に応じた創意ある教育課程の編成と指導方法の工夫改善を行い、個々の発達と自立に向けた教育活動と生涯にわたる一貫した支援の充実に努めます。

〈主要施策〉

1 支援を必要とする児童生徒を支える学校体制づくり

- ① 特別支援教育主任を中心にした校内特別支援教育体制の確立と指導の充実
- ② 市就学指導委員会の開催と適正就学の推進、障がいの種別に応じた学級の開設
- ③ 特別支援教育に関する人的支援
- ④ 効果的・効率的な支援会議の開催のための指導助言
- ⑤ ユニバーサルな視点での学校・学級経営の推進
- ⑥ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携

2 生涯にわたる一貫した支援の充実

- ① 保育所、認定こども園、学校、福祉、医療、企業等との連携推進
- ② 福祉部部局と連携した研修会の実施（リーダー育成研修会、倉吉市子どもの発達支援研修会）
- ③ 倉吉市個別の支援計画、個別の指導計画の活用

3 児童生徒の実態に応じた教室の開設・指導の充実

- ① 「まなびの教室」（発達障がい通級指導教室：明倫小）開設と加配教員による指導
- ② 「ことばの教室」（言語通級指導教室：上灘小・小鴨小）開設と加配教員による指導
- ③ 「つくし学級」（病院内学級：厚生病院）の開設
- ④ 県教育センター教育相談会（県教育センター事業）
- ⑤ 元気はつらつプランによる教員補助職員の配置
- ⑥ 特別支援学級支援非常勤講師の配置（3以上の学年にわたる学級への加配）
- ⑦ 外国にルーツをもつ子ども等への支援
- ⑧ 児童生徒一人一人の教育的ニーズに合わせた支援の充実
- ⑨ 発達障がいの可能性のある児童生徒に対する早期支援研究事業
（多層指導モデルMIM-PMを1年生のひらがな学習にあわせて導入）

IV 給食の充実、食育の推進

1 適切な栄養の摂取ができる給食の実施

- ① 栄養摂取量のバランスが取れた安全な給食の実施

2 豊かな心、望ましい食習慣を育む食育の推進

- ① 親子で学ぶ食の教室（小学校1年生全クラス）の継続実施
- ② 栄養教諭等による給食時指導、教科等での指導の継続実施
- ③ 地産地消の推進
- ④ 学校給食週間の実施（チャレンジあなたも栄養士、標語、作品展示、試食等）
- ⑤ スタミナ納豆等人気メニュー、地元食材メニュー、郷土食等の実施
- ⑥ 給食センターだより（わくわくランチ）による食に関する情報提供

3 食物アレルギーへの対応の実施

- ① 除去食、代替食対応
- ② アレルギー食材の情報提供
- ③ 食物アレルギー対応研修会の開催

V 機能的な学校運営体制と特色ある学校づくりの推進

学校長の明確なビジョンとリーダーシップのもと、組織的・機能的な学校経営を実現します。このことを可能とする学校組織マネジメントを行うために、学校運営体制の確立、人材育成、地域人材及び地域教材活用のための地域と学校とのコーディネートの実施を図ります。

〈主要施策〉

1 機能的な学校運営体制の確立

- ① 適材適所の校内人事の実現
- ② 学校のミッションのPDCAサイクルにもとづく学校評価の展開
- ③ 学校評価と評価・育成制度とのリンクによる個々の教職員のミッションの自覚

2 職能開発・人材育成

- ① キャリアに応じた研修への参加と成果の反映
- ② 校内研究推進の充実による教師の指導力・授業力の向上

3 地域と学校とのコーディネート

- ① 「地域学校委員会」の役割の明確化及び機能の充実
- ② 地域人材及び地域教材の開発と活用
- ③ 地域の特色に応じた教育活動の展開

4 各種加配教員の配置

- ① 学校課題に応じた加配教員の配置

5 公務の効率化

- ① 校務支援システムの導入・活用

6 市教育委員会学校計画訪問

- ① 教育委員による授業参観と指導助言等

VI 教育助成の充実

学校や地域がより一層輝きを放つために教育研究を推進すると共に、研究団体や就学援助事業等に関する援助を行います。

〈主要施策〉

1 教育研究団体等への援助

- ① 倉吉市初等教育研究会（教育課程研究・学校教育推進事業・学力向上推進事業）
- ② 倉吉市中学校教育振興会（教育課程研究・学校教育推進事業・学力向上推進事業）
- ③ 小・中学校体育連盟等事業（各種体育大会）
- ④ 連合音楽会、金管バンドフェスティバル、中学校文化連盟等事業

2 就学援助事業等の周知と適切な執行

- ① 就学援助費（学用品費、通学用品費、修学旅行費、校外活動費、医療費等）
- ② 遠距離通学費補助（小学校片道4 km以上、中学校片道6 km以上）
- ③ 特別支援教育就学奨励費
（学用品等購入費、修学旅行費、校外活動等参加費、給食費等）
- ④ へき地教育援助費（寄宿舎）
- ⑤ 学校給食費の減免

3 スクールバスの運行

- ① 関金小学校の通学に対して

当面する課題

○学力向上の推進

特色ある中学校区教育の推進を図る。さらに今後予想される学習指導要領の改訂に伴う対応を検討する。（アクティブ・ラーニング、小学校英語、中学校ALT、ICT活用等）

○いじめ・不登校の未然防止と早期対応

倉吉市いじめ対策基本方針・各学校いじめ対策基本方針を基本とした対応を行う。またスクールソーシャルワーカー等関係機関との連携を含めた学校体制づくりを支援していく。

○土曜授業の継続実施

【小学校】年5回実施

教育課程に基づき、地域の指導者の協力を得ながら、校区を対象としたふるさと学習を中心として実施する。

【中学校】年5回実施

教育課程に基づき、「くらよし風土記～倉吉学入門～」等を活用して学習するとともに、自分の志（進路意識）をしっかりと立て、進路を実現するための学力を身につける。

○「倉吉市立小・中学校の適正配置等について」

新「関金小学校」の学校運営を支援していくとともに、引き続き市民説明会等を開催し、他校区についても意見要望を取りまとめるなど適正配置を推進する。

【 成果を測定するための指標：重点施策 】

名称	説明	現状値 (H27)	目標値 (H28)
重点Ⅰ 「進んで学習に参加している」と答えた児童生徒の割合【%】	学校評価アンケート (各学校が実施したものを集計)	小学生：83% 中学生：82%	小学生：90% 中学生：90%
「話し合い活動で自分の考えを深めたり、広げたりすることができた」と答えた児童生徒の割合【%】	全国学力・学習状況調査	小学6年生：61% 中学3年生：68%	小学6年生：70% 中学3年生：75%
重点Ⅱ 「学校のきまりを守っている」と肯定的に答えた児童生徒の割合【%】	学校評価アンケート (各学校が実施したものを集計)	小学生：93% 中学生：92%	小学生：90%以上 中学生：90%以上
「自分には良いところがある」と回答する児童生徒の割合【%】	全国学力・学習状況調査	小学6年生：74% 中学3年生：69%	小学6年生：80% 中学3年生：75%
不登校児童生徒の出現率【%】		小学生：0.51% 中学生：5.27%	平成27年度を下回る
新体力テストの結果でおおむね良し(A～C)と判定される児童生徒の割合【%】	新体力テスト	小学生：83% 中学生：82%	小学生：85% 中学生：85%
通学路の安全対策による改善率【%】	学校アンケート	48% (平成24年度対策分)	平成24年度対策分を上回る
重点Ⅲ 「くらよしが好き」と回答する児童生徒の割合【%】	学校評価アンケート (各学校が実施したものを集計)	小学生：84% 中学生：69%	小学生：90% 中学生：75%
「今住んでいる地域の行事に参加している」と答えた児童の割合【%】	学校評価アンケート (各学校が実施したものを集計)	小学生：85%	小学生：90%
「今住んでいる地域の活動に参加している」と答えた生徒の割合【%】	学校評価アンケート (各学校が実施したものを集計)	中学生：64%	中学生：70%
重点Ⅳ 学校だより等を読んでいるとした市民の割合【%】	市民意識調査	61%	70%
学校支援ボランティアへの地域住民の参加延べ人数【人】	学校アンケート (各学校の活動人数を集計)	小学校：1,034人 中学校：625人	平成27年度を上回る

【 成果を測定するための指標：よりよい倉吉教育をめざして 】

名称	説明	現状値 (H27)	目標値 (H28)
「保幼小連携カリキュラム（アプローチカリキュラムとスタートカリキュラムを統合したもの）を作成・活用している」と回答した小学校の割合【%】	学校アンケート	29%	平成27年度を上回る
「我が家には家族で決めたまりがある」と回答する児童生徒の割合【%】	学校評価アンケート（各学校が実施したものを集計）	小学生：68% 中学生：63%	小学生：85% 中学生：80%
倉吉市個別の支援計画と個別の指導計画を活用した支援会議の実施状況【%】	学校アンケート	小学生：68% 中学生：64%	小学生：100% 中学生：100%
学校給食の残食の量		小学校：3.1% 中学校：2.3%	小学生：3.0%以下 中学生：3.0%以下
朝食をとっている児童生徒の割合【%】	学校評価アンケート（各学校が実施したものを集計）	小学校：94% 中学校：96%	小学生：100% 中学生：100%
学校給食食材の地産地消率		69%	各年度70%以上

○倉吉のめざす子ども像

- ・確かな学力を身につけた子ども
- ・学び方を身につけた子ども
- ・自分の思いを表現できる子ども
- ・思いやりのある子ども
- ・たくましい体をつくる子ども
- ・倉吉のよさを感じ、地域で活動できる子ども

○倉吉のめざす教師像

- ・教育に対する情熱と児童生徒に対する教育的愛情を持つ教師
- ・専門性・指導力の向上を求める教師
- ・よりよい学校をめざし、進んで行動し、創造する教師
- ・社会人としての教養、人権意識を身につけた教師
- ・倉吉のよさを知り、保護者・地域とのつながりを大切にする教師

家庭・地域・学校が一体となった教育の推進

行きたい学校・帰りたい家庭・住みたい地域

倉吉に誇りと愛着を持つ子どもの育成
 「倉吉を知る・倉吉を楽しむ・倉吉を育む」活動を通して、
 「倉吉のよさを感じ、地域で活動できる子ども」を育てる。

家庭の役割
 子どもが生きていく上で必要な基本的な生活習慣や規範意識を身につけさせると同時に、心と体を休める場となる。

地域の役割
 子どもが活動できる安心・安全な場を提供し、地域全体で家庭での教育を支え、学校と協力して子どもを見守り、育てる。

学校の役割
 バランスよく知・徳・体の力を身につけさせると同時に、集団の中で人間関係の基本を身につけさせる。



地域学校委員会（仮称） = 学校評議員、地区「教育を考える会」実行委員会を兼ねる

① 学校地域連携推進（学校教育を支援）

- 地域の学校サポート体制づくり
- ・学習支援活動、
- ・環境整備、
- ・登下校安全確保、
- ・合同行事

② 地域の次世代育成（地域から学校へ要望）

- 地域の教育力の活性化

倉吉市
 自治公民館協議会 住民自治活動
 地区振興協議会 地域づくりの推進

地区公民館
 地域活動の拠点 生涯学習の拠点

倉吉市教育委員会
 (公民館管理委員会)
 社会教育の推進

自治公民館協議会、地区公民館、地区振興協議会、青少年育成協議会、老人会、女性連絡会、各小中学校PTA、社会福祉協議会、児童・民生委員、農業団体、商工会など学校地域連携推進事業に協力

倉吉の学校教育4つの重点！

倉吉教育を創造していくため、重点的に取り組んでいく施策を示しました。

倉吉市教育委員会学校教育課

基本方針

豊かな心とたくましく自ら学び、たくましく生きる力をもつ子どもの育成

学力向上の推進

- 1 学力向上推進支援
 - ・小・中連携教育の推進、合同研修会
- 2 わかる授業のための授業改善
 - ・教職員の指導力向上 ・校内授業研究会の指導助言
- 3 細やかな指導を行う体制づくり
 - ・30人以下学級(小学1, 2年)
 - ・33人以下学級(中学1年)
 - ・35人以下学級 ・教員加配
- 4 外国語教科化の対応
 - ・ALT配置の増員 ICT活用

豊かな心とたくましい体の育成

- 1 道徳教育・人権教育の充実
- 2 特別活動・キャリア教育の充実
 - ・赤ちゃんと小中学生のふれあい事業、職場体験
- 3 いじめや問題行動の未然防止，相談体制の充実
 - ・倉吉市いじめ防止基本方針の徹底，不登校対策，子ども支援センターやスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用
- 4 学校体育，健康教育及び学校保健，安全教育の充実

倉吉に誇りと愛着を持つ子どもの育成

- 1 倉吉独自の教材の活用
 - ・郷土読本「わたしたちの倉吉」（小学生向け）の活用
 - ・中学校郷土読本「くらよし風土記」の活用・倉吉検定
- 2 地域の人・もの・ことがらに触れる教育活動の推進
 - ・土曜授業の実施（ふるさと学習中心，地域との共催）
- 3 倉吉らしさを取り入れた教育活動の実施
 - ・倉吉市小中学生リーダー会議（淀屋サミット）の開催
 - ・菜の花プロジェクト等学校と地域が連携した取組の推進

家庭・地域と連携した開かれた学校づくりの推進

- 1 開かれた学校づくりの推進
 - ・学校評価の効果的な活用
- 2 学校地域連携の取り組み推進
 - ・登下校時の児童生徒の安全確保の推進
 - ・地域行事等での子どもの出番づくり
- 3 地域の人々が学校運営に参画する体制づくりの推進
 - ・「地域学校委員会」の充実
 - ・各地区での「教育を考える会」を核にした地域づくりの取組
 - ・学校支援ボランティア等地域人材の積極的活用

よりよい倉吉教育をめざして

- 1 特別支援教育の充実
 - ・早期支援教育の充実 ・元気はつらつプラン
- 2 家庭教育の充実
 - ・研修機会の拡大
- 3 幼保小連携の充実
 - ・接続期のカリキュラム作成
- 4 給食の充実，食育の推進
 - ・栄養教諭等による食に関する指導（食物アレルギー対策）
- 5 教育助成の充実
 - ・教育研究団体等への援助
 - ・就学援助事業等の周知と適切な執行

当面する課題

- 学力向上の推進
- いじめ・不登校の未然防止と早期対応
- 土曜授業の継続実施
- 倉吉市立小学校の適正配置の推進